

# ヘルスアップチャレンジ助成金について

## ●対象事業所

ヘルスアップチャレンジに宣言している事業所 ※支店単位で宣言をしている場合は、それぞれで申請可

## ●助成額

3万円を上限とし、一年度につき一つの取り組みが申請対象となります。

## ●対象となる経費 (いずれにも該当するもの)

・宣言された取組目標を達成するための事業に要する下表の対象経費であって、組合が認めたもの

・宣言日(証明日)以降3月末日までに支出されるもの

※申請内容については事前に健康支援室とご相談ください。

助成金の対象となる経費	
講師費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師による講演に係る講師謝金(旅費を含みます)</li> <li>社員への周知を目的とした担当者等の社外研修会への参加費用(旅費を除きます)</li> </ul>
機器備品の購入・貸借費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康測定機器(血圧計、体組成計、睡眠計、歩数計等)の購入費用</li> <li>運動機器(エアロバイク、ウォーキングマシン等)の購入費用</li> <li>健康測定機器、運動機器、野菜摂取量推定機の借用費用(運搬費用を含む)</li> <li>運動用具(バランスボール、卓球台等)の購入費用</li> <li>感染予防機器の購入費用(空気清浄器、加湿器、手指消毒器、ウォーターサーバー等)</li> <li>※消耗品の購入費用は「機器の購入・賃借とセットで提供されるもの」のみ対象とします。</li> </ul>
会場使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりイベントの会場借上げ費用</li> <li>※娯楽施設の利用料は対象外とします。</li> </ul>
啓発素材の購入費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりポスター等の作成費用</li> <li>健康啓発冊子の購入費用</li> <li>健康指導用DVDの購入費用(健康体操、メンタルヘルス等)</li> <li>栄養教育素材の購入費用(減塩醤油さし、塩分計等)</li> </ul>
委託料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツクラブ等の法人会員費用</li> <li>健康関係eラーニングの導入費用</li> <li>産業医委託費用(産業医設置義務のない従業員50人未満の事業所に限る)</li> </ul>
食材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養教育に関するセミナー等でテーマとされる食材費</li> <li>調理実習の材料として使用される食材費</li> <li>※弁当等の購入費用のみは対象外とします。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に必要と認められた経費</li> </ul>

(注1) 同じ建物内における昨年度以前と同一の取り組み・機器にかかる費用等は助成対象外となります。

※設置、実施場所が他の支店、営業所など異なる場合は可

※野菜摂取量推定機(ベジチェック)及び産業医委託費用(産業医設置義務のない従業員50人未満の事業所に限る)は、過去に支給している場合も対象とします。

(注2) 活動・イベントの参加賞、景品、記念品などの目的で配布するものについては助成対象外となります。

(注3) 健診・検査費用、ストレスチェック実施費用、産業医委託費用(産業医設置義務のある従業員50人以上の事業所)等は助成対象外となります。

(注4) 送料以外の手数料等(振込手数料等)は助成対象外となります。

## ～ 申請から請求までのながれ ～

最寄りの健康支援室と内容を相談のうえ、「ヘルスアップチャレンジ助成金申請書」に必要事項を記入し、2月末日までに健康支援室に提出してください。(記載例については裏面をご覧ください)

健康支援室において内容を確認し、本部において審査を行います。  
内容を承認した場合は、本部から「ヘルスアップチャレンジ助成金内定通知書」を送付します。

申請書に記載した取り組みを実施

「ヘルスアップチャレンジ助成金請求書」に必要事項を記入のうえ、実施内容がわかるもの(写真、社内報等)及び領収書を添付のうえ、取り組み実施後から3月末日までに保健事業部健康推進課に提出してください。

請求書の提出があった月の翌月末日までに、支給決定額を指定口座へ振り込みます。